

高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）
実施上の手引き

令和元年 10 月
山口県教育委員会

はじめに

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、AIやIoT、ビッグデータの活用などの絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、Society 5.0と呼ばれる社会の到来など将来の予測が困難な時代となっています。そのような時代の中で、学校教育には、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして個人や社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されています。

こうした現状を踏まえ、国においては学習指導要領が改訂され、高等学校においては、令和4年度から年次進行で実施されます。

このたび改訂された学習指導要領においては、教育基本法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するとともに、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することが示されたところです。

また、各学校において、教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現をめざすことが求められたところです。

県教委では、こうした学習指導要領改訂を、本県の教育改革をより一層推進する絶好の機会ととらえ、昨年度策定した「山口県教育振興基本計画」において、「知・徳・体の調和のとれた教育の推進」、「学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進」などを柱に、現状と課題を踏まえた今後の方向性を明示し、総合的かつ計画的に施策を推進することとしております。

こうした中、各学校が、教育課程の編成や授業改善、教育活動の充実に取り組む際の方針となるよう「高等学校学習指導要領（平成30年告示）実施上の手引き」を作成しました。

各学校におかれましては、本手引きを十分に活用され、創意工夫しながら、各学校の実状に応じた特色ある教育活動を展開していただくとともに、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）をしっかりと生かし、教育活動の質の向上を図り、本県が目標として掲げる、「未来を拓くたくましいやまぐちっ子」の育成に向けた取組を一層充実・強化していただきますようお願いいたします。

令和元年10月

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

本書の活用について

1 目的

本県の県立高等学校及び中等教育学校後期課程において、新しい学習指導要領や山口県の教育を展開するために、教育課程の編成や授業等の実施に当たっての手引きとする。

2 構成と内容

第1章 学習指導要領の改訂

学習指導要領改訂の経緯や基本方針などについて述べています。

第2章 山口県教育の推進

本県の高校教育を推進するに当たっての基本となる考え方を述べています。

第3章 教育課程の編成及び実施に当たって

I 総則

教育課程の編成及び実施に当たっての基本方針などについて述べています。

II 授業改善及び学習評価について

「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善及び学習評価について、基本的な考え方を示しています。

III 各教科の改訂及び授業改善のポイント

各教科の概要と授業実施に当たっての留意事項を示しています。

「1 設置科目及び履修要件」について

※ 標準単位数については、付表(99～103ページ)を参照してください。

「2 教科の目標」～「4 各教科の履修に関する配慮事項」について

- 学習指導要領のポイントを要約しています。
- 学習指導要領の改訂における主な変更点や新設された科目の内容について示しています。

「5 新学習指導要領の趣旨や内容に対応した授業の創造」について

- 各教科において育成をめざす資質・能力や各教科において重視する学習内容及び学習活動について示しています。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業実践の例や留意点について示しています。

IV 総合的な探究の時間 V 特別活動

改訂の要点、指導計画の作成及び取組例等について示しています。

第4章 教育課程編成に関する一問一答

教育課程編成に関して、Q&A形式により第3章の内容を補足しています。

3 活用について

- 学習指導要領に基づく教育課程編成や授業改善、教育活動の充実のための手引きとしてください。
- 校内研修等の資料として活用してください。
- 本書は、「高等学校学習指導要領(平成30年告示)」を参照しながら活用してください。

目 次

はじめに

本書の活用について

第1章 学習指導要領の改訂	1
1 改訂の経緯	
2 改訂の基本方針	
第2章 山口県教育の推進	6
1 山口県教育がめざす目標	
2 コミュニティ・スクール	
第3章 教育課程の編成及び実施に当たって	9
I 総則	… 9
II 授業改善及び学習評価について	… 21
1 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善	
2 学習評価の充実	
3 各教科等の特質に応じた見方・考え方	
III 各教科の改訂及び授業改善のポイント	… 27
○ 各学科に共通する教科	
(1)国 語 … 27	(7)芸 術 … 39
(2)地理歴史 … 29	(8)外 国 語 … 41
(3)公 民 … 31	(9)家 庭 … 43
(4)数 学 … 33	(10)情 報 … 45
(5)理 科 … 35	(11)理 数 … 47
(6)保健体育 … 37	
○ 主として専門学科において開設される教科	
(12)農 業 … 49	(19)福 祉 … 63
(13)工 業 … 51	(20)理 数 … 65
(14)商 業 … 53	(21)体 育 … 67
(15)水 産 … 55	(22)音 楽 … 69
(16)家 庭 … 57	(23)美 術 … 71
(17)看 護 … 59	(24)英 語 … 73
(18)情 報 … 61	
IV 総合的な探究の時間	… 75
V 特別活動	… 79
第4章 教育課程編成に関する一問一答	83
付表	99
表1 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数	
表2 主として専門学科において開設される各教科・科目及び本県の定める標準単位数	
表3 全ての生徒が履修する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数	